



埼玉労働局発表
令和3年1月15日

【照会先】
埼玉労働局職業安定部
職業対策課長 腰越 晴彦
職業対策課長補佐 澤田 貴樹
地方障害者雇用担当官 榊田 由香
(電話) 048(600)6209

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省埼玉労働局（局長 増田嗣郎）では、このほど、埼玉県内に本社をおく民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は16,140.0人、対前年4.3%（662人）増加
 - ・実雇用率2.30%、対前年比0.08ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は49.5%（前年比0.7ポイント上昇）

<公的機関>（同2.5%、埼玉県等の教育委員会は2.4%）※〔 〕は機関数、（ ）は前年の値

- 雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。
 - ・埼玉県の機関〔6〕：雇用障害者数 310.0人（293.0人）、実雇用率2.81%（2.69%）
 - ・市町村の機関〔94〕：雇用障害者数 1,251.5人（1,142.5人）、実雇用率2.34%（2.36%）
 - ・埼玉県等の教育委員会〔2〕：雇用障害者数 763.0人（595.0人）、実雇用率2.13%（1.64%）

<地方独立行政法人等>（同2.5%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
 - ・雇用障害者数9.0人（8.5人）、実雇用率2.21%（2.08%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は16,140.0人で、前年より662人増加（前年比4.3%増）し、18年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,208.5人（対前年比1.0%増）、知的障害者は5,328.5人（同5.4%増）、精神障害者は2,603.0人（同13.5%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、9年連続で過去最高の2.30%（前年は2.22%）、法定雇用率達成企業の割合は49.5%（同48.8%）であった。

※参考

	令和2年	令和元年	対前年増減
雇用障害者数	16,140.0人	15,478.0人	662.0人
実雇用率	2.30%	2.22%	0.08
法定雇用率達成企業割合	49.5%	48.8%	0.7

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
実雇用率	1.62%	1.71%	1.80%	1.86%	1.93%	2.01%	2.15%	2.22%	2.30%
全国順位	39位	35位	31位	33位	30位	28位	25位	24位	18位

〔総括表1、グラフ1、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で1937.5人（前年は1,743.5人）、100～300人未満で3990.5人（同4,223.5人）、300～500人未満で1949.0人（同1,662.0人）、500～1,000人未満で1828.0人（同1846.5人）、1,000人以上で6435.0人（同6,002.5人）と、45.5～100人未満、300～500人未満、1,000人以上の企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で1.59%（前年は1.45%）、100～300人未満で2.19%（同2.29%）、300～500人未満で2.76%（同2.35%）、500～1,000人未満で2.17%（同2.14%）、1,000人以上で2.65%（同2.54%）であり、10

0～300人未満以外の規模で前年度を上回る結果となった。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満で44.2%（前年は43.4%）、100～300人未満で56.7%（同55.6%）、300～500人未満で47.0%（同49.8%）、500～1,000人未満で51.8%（同47.1%）、1,000人以上で61.7%（同64.4%）となり、300～500人未満、1,000人以上以外の規模で前年度を上回る結果となった。

〔グラフ2①・②、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「鉱業、採石業、砂利採取業」（2.88%）、「卸売業、小売業」（2.28%）「宿泊業、飲食、サービス業」（3.78%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.24%）、「医療、福祉」（2.82%）、「複合サービス事業」（2.22%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ3①・②、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は1,765社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、71.8%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は1,116社であり、未達成企業に占める割合は、63.2%となっている。

〔詳細表1(5)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 埼玉県の間関（法定雇用率2.5%）

埼玉県の間関に在職している障害者の数は310.0人で、前年より5.8%（17.0人）増加しており、実雇用率は2.81%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。

埼玉県の間関は6間関全て達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、3(1)①〕

(2) 市町村の間関（法定雇用率2.5%）

市町村の間関に在職している障害者の数は1,251.5人で、前年より9.5%（109.0人）増加しており、実雇用率は2.34%と、前年に比べ0.02ポイント減少した。

94間関中67間関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、3(1)②〕

(3) 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

埼玉県等の教育委員会に在職している障害者の数は763.0人で、前年より28.2%（168.0人）増加しており、実雇用率は2.13%（埼玉県教育委員会は2.13%、

市町村教育委員会は2.10%)と、前年に比べ0.49ポイント増加した。

埼玉県等の教育委員会は2機関全て未達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、3 (2)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は9.0人で、前年より5.9%（0.5人）増加しており、実雇用率は2.21%と、前年に比べ0.13ポイント上昇した。

2法人中2法人で達成。

〔総括表 3、詳細表 3 (3)〕

＜総括表＞

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数/企業数	⑤ 達成割合
民間企業	人 702,082.5 (698,006.0)	人 16,140.0 (15,478.0)	% 2.30 (2.22)	1,729 / 3,494 (1,700 / 3,486)	% 49.5 (48.8)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の間機(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機間の数/機間数	⑤ 達成割合
計	人 11,022.0 (10,877.0)	人 310.0 (293.0)	% 2.81 (2.69)	6 / 6 (6 / 6)	% 100.0 (100.0)
知事部局	人 7,473.5 (7,416.5)	人 215.5 (203.0)	% 2.88 (2.74)	1 / 1 (1 / 1)	% 100.0 (100.0)
その他の機関	人 3,548.5 (3,460.5)	人 94.5 (90.0)	% 2.66 (2.60)	5 / 5 (5 / 5)	% 100.0 (100.0)

(2) 市町村の間機(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機間の数/機間数	⑤ 達成割合
市町村の間機	人 53,420.0 (48,402.5)	人 1,251.5 (1,142.5)	% 2.34 (2.36)	67 / 94 (62 / 95)	% 71.3 (65.3)

※市町村の間機のうち未達成であった機間のうちの1機間は、令和2年12月31日までに達成済み。

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機間の数/機間数	⑤ 達成割合
計	人 35,877.5 (36,185.0)	人 763.0 (595.0)	% 2.13 (1.64)	0 / 2 (1 / 3)	% 0.0 (33.3)
埼玉県 教育委員会	人 30,471.0 (30,264.5)	人 649.5 (478.5)	% 2.13 (1.58)	0 / 1 (0 / 1)	% 0.0 (0.0)
市町村 教育委員会	人 5,406.5 (5,920.5)	人 113.5 (116.5)	% 2.10 (1.97)	0 / 1 (1 / 2)	% 0.0 (50.0)

※埼玉県教育委員会は、令和2年12月31日までに達成済み。

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機間の数/機間数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	人 407.5 (408.5)	人 9.0 (8.5)	% 2.21 (2.08)	2 / 2 (1 / 2)	% 100.0 (50.0)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成29年6月2日以降に採用された者であること。

② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

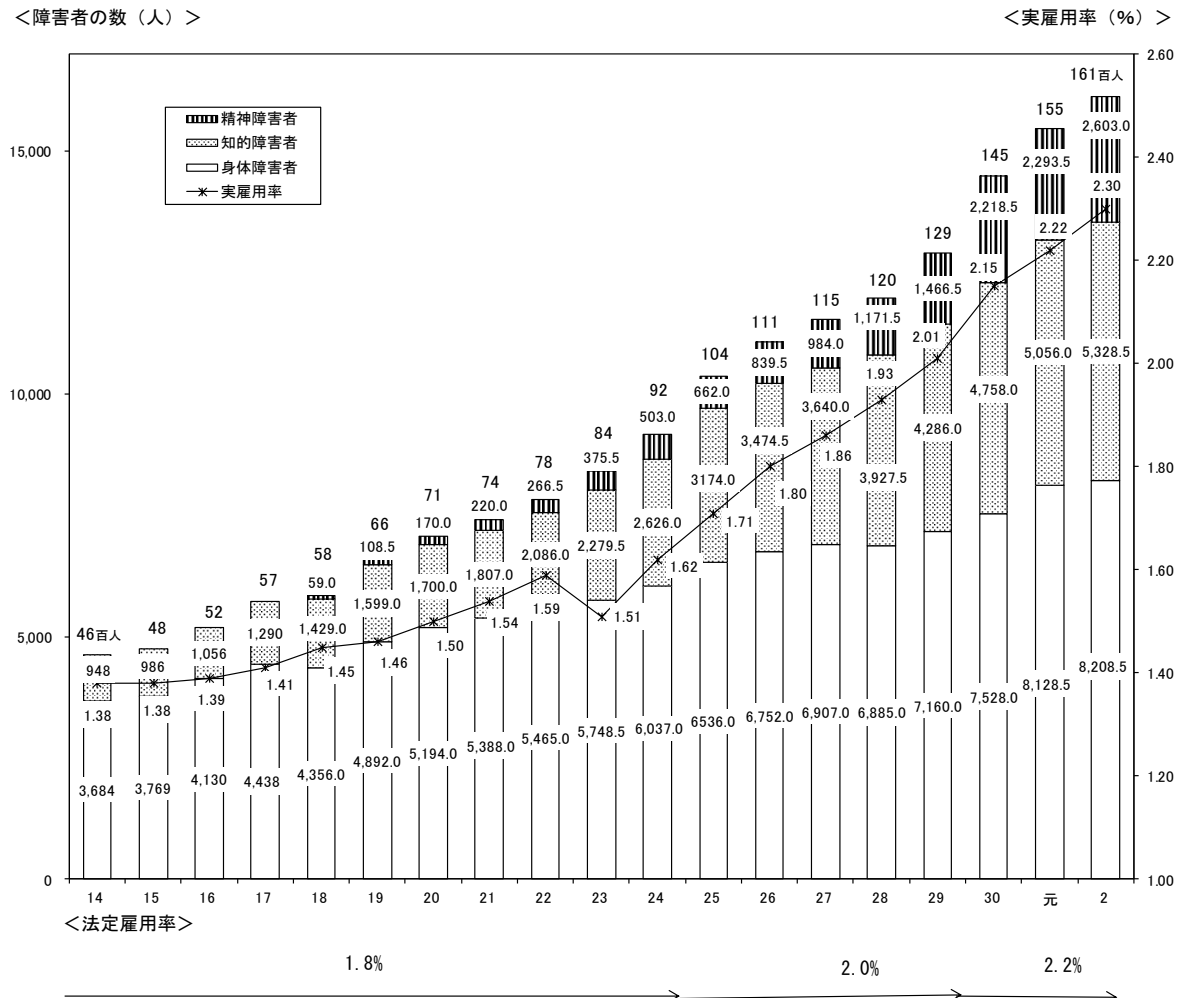
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機間数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況

1 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成 18 年以降 平成 22 年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

平成 23 年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（※）
（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

※ 平成 30 年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分とカウントしている。

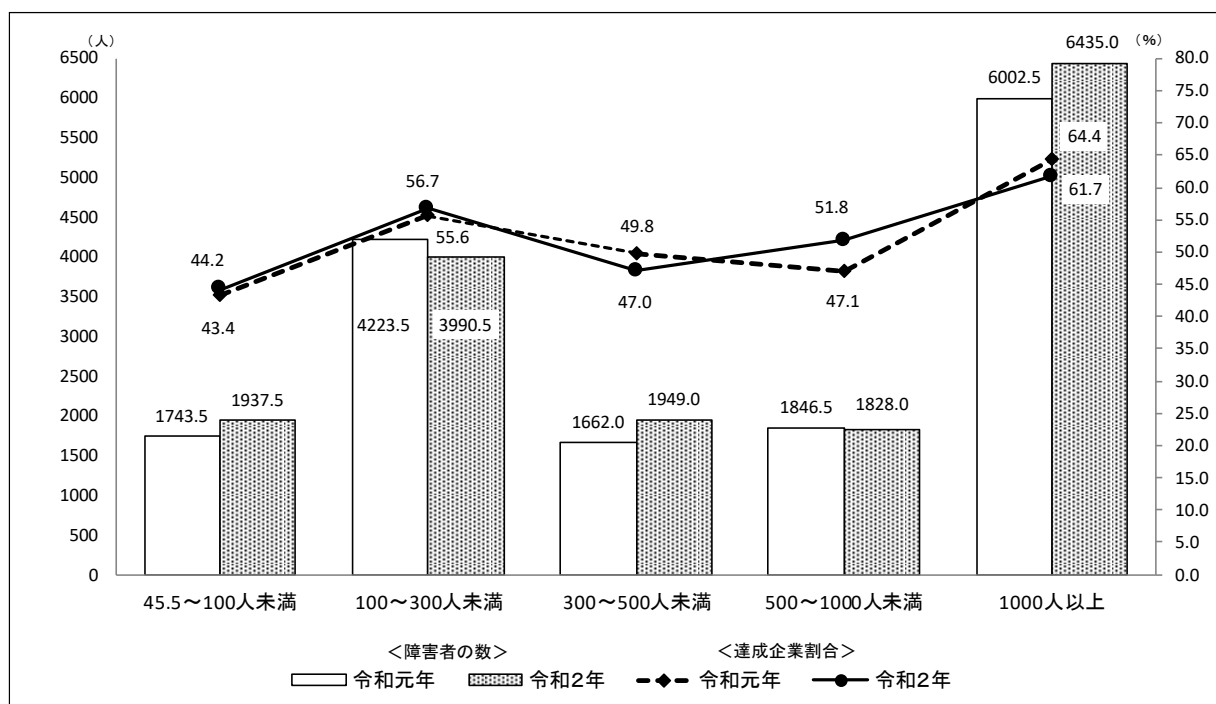
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であつて、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

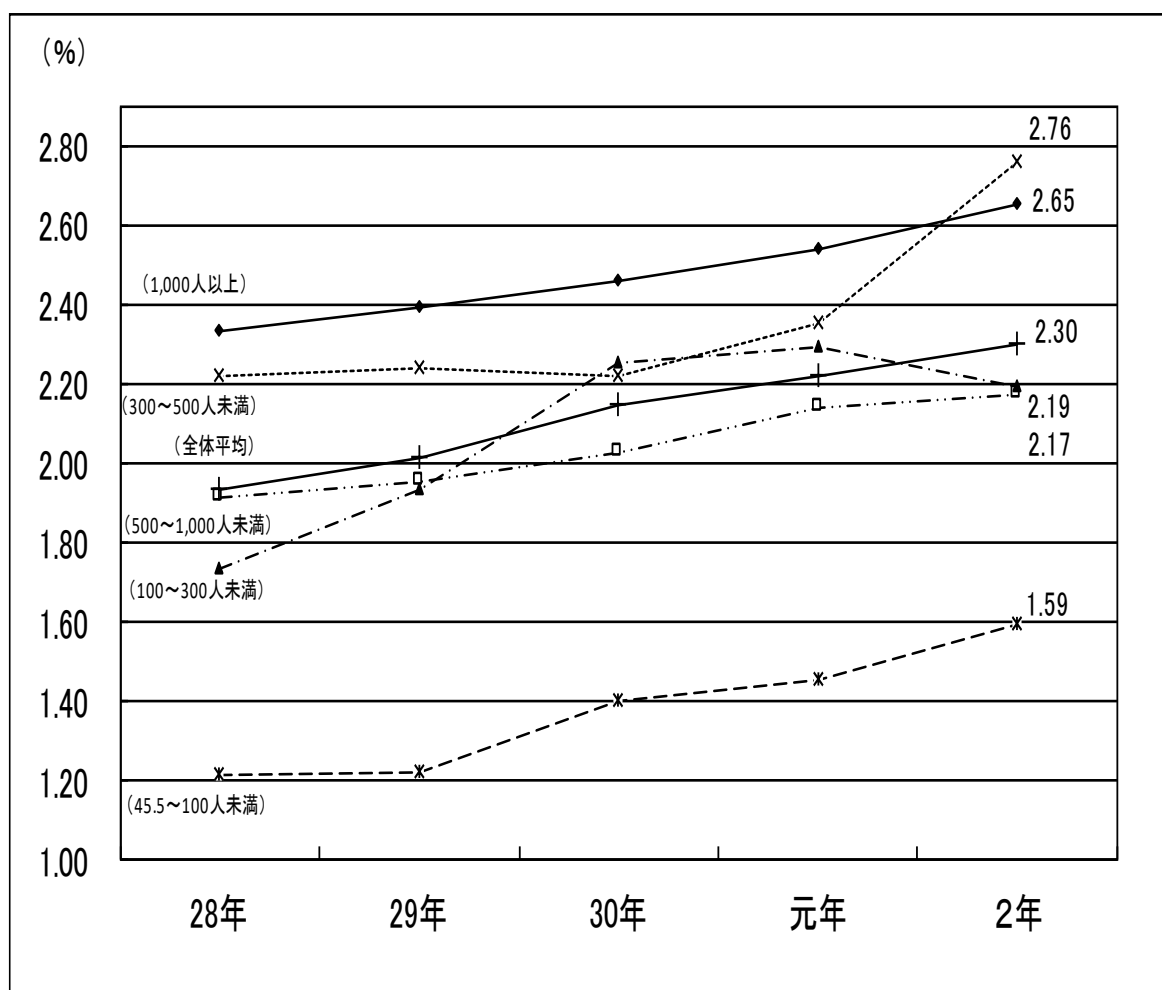
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

2 企業規模別状況

① 雇用されている障害者の数、達成企業割合

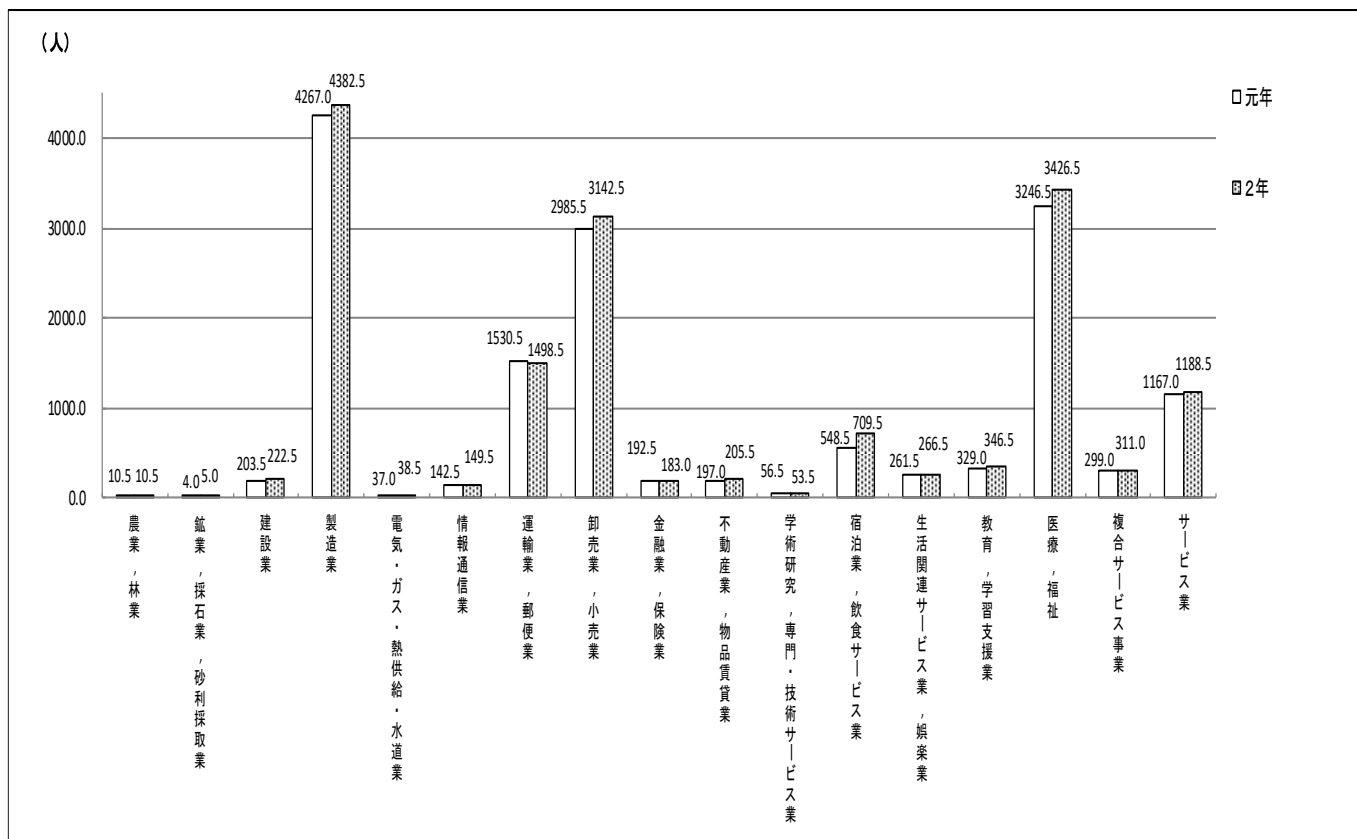


② 実雇用率

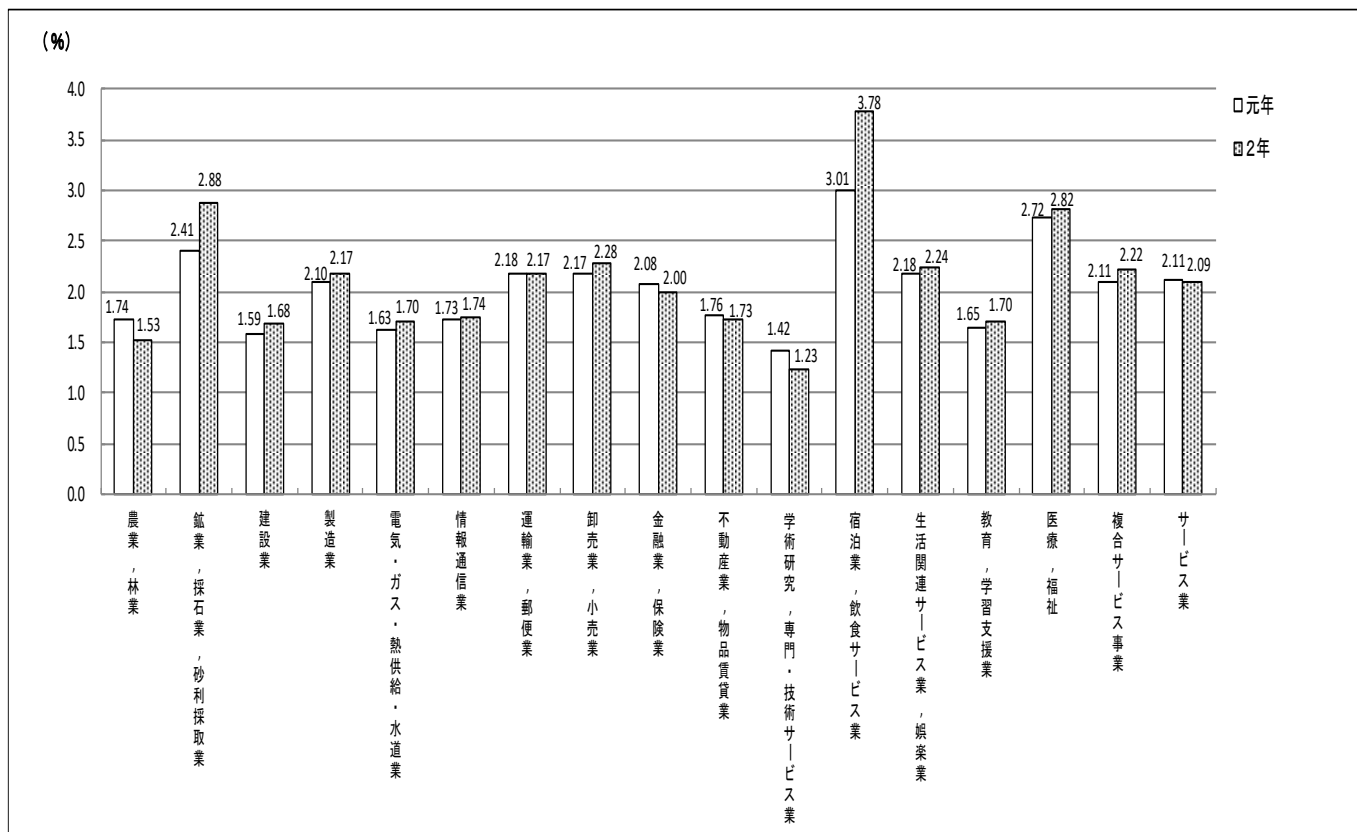


3 産業別状況（漁業は対象企業がないため、下記から除外）

① 雇用されている障害者の数



② 実雇用率



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| ○ 民間企業 | …… | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>一般の民間企業 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 …………… 2. 5 %</p> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; line-height: 1;">{</div> <p>労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等</p> </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 4 %
(42.0人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

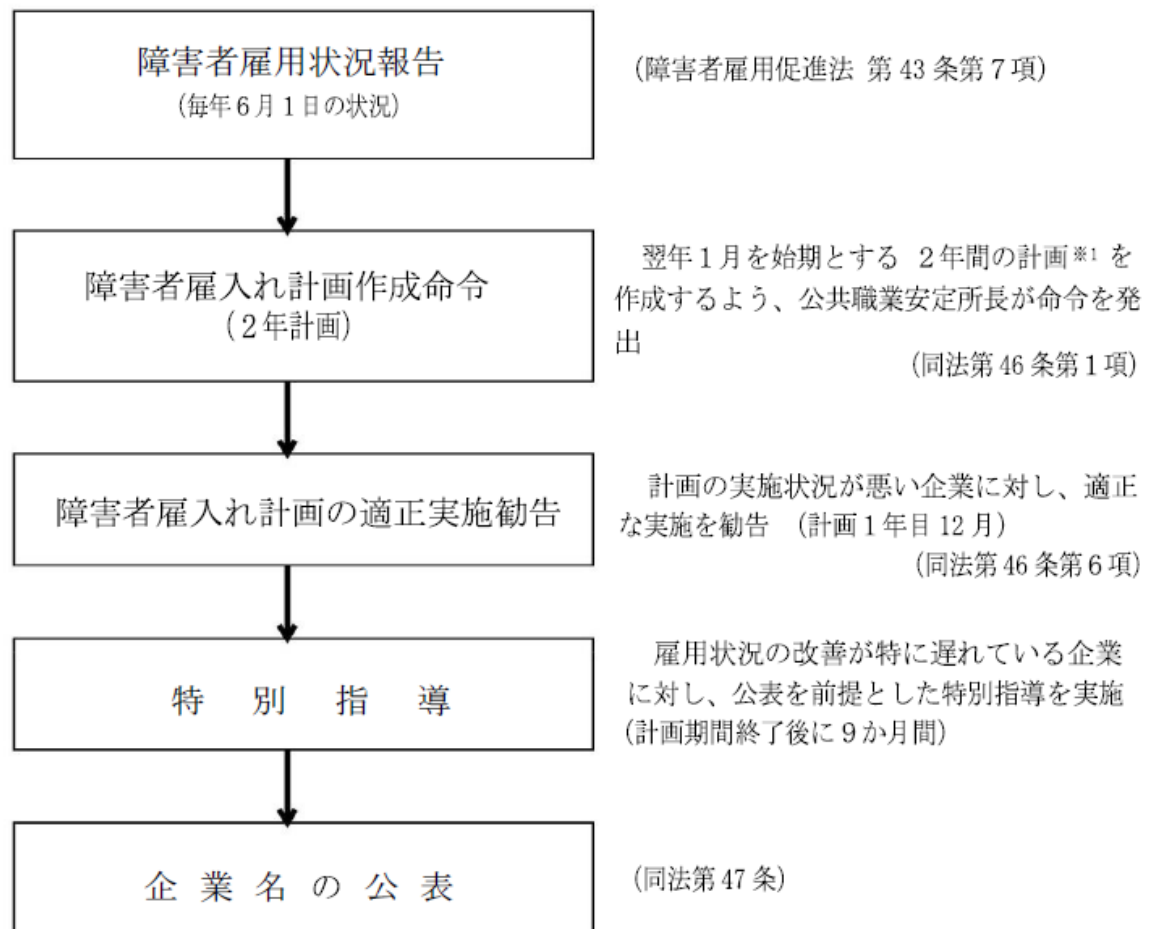
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和元年度の実績 ※2
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 22社 (元年度)
- 企業名の公表
平成22年度 1社 (再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

2023

区分	①	②	③ 障害者の数					④	⑤	⑥		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者		B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者、知的障害者並びに精神障害者(注5)		E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分	実雇用率 $E \div ② \times 100$	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			人	人	人	人	人	人				
民間企業	3,494 (3,486)	702,092.5 (699,006.0)	3,280 (3,230)	686 (704)	7,706 (7,274)	2,376 (2,080)	16,140.0 (15,478.0)	1,851.5 (1,910.5)	2.30 (2.22)	1,729 (1,700)	49.5 (48.8)	

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用雇用者数の算 定基礎となる労働者 数		③ 障害者の数			④ 実雇用率 E=②×100		⑤ 法定雇用率達成企 業の数		⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
		A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間労働者	C.重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者(注4)	D.重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者である短時 間労働者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F.うち新規雇用分		%		%	
規模計	企業 3,494 (3,486)	702,082.5 (698,006.0)	3,280 (3,230)	7,706 (7,274)	2,376 (2,080)	16,140.0 (15,478.0)	1,851.5 (1,910.5)		企業 1,729 (1,700)		企業 49.5 (48.8)	
45.5～100人未満	企業 1,843 (1,826)	122,123.0 (120,160.0)	374 (381)	905 (802)	373 (235)	1,937.5 (1,743.5)	264.5 (215.0)		企業 814 (793)		企業 44.2 (43.4)	
100～300人未満	1,216 (1,232)	182,317.0 (184,218.0)	819 (807)	1,763 (1,714)	805 (1,147)	3,990.5 (4,223.5)	521.5 (726.0)		690 (685)		56.7 (55.6)	
300～500人未満	202 (203)	70,617.0 (70,598.5)	375 (367)	792 (782)	576 (152)	1,949.0 (1,662.0)	276.0 (216.5)		95 (101)		47.0 (49.8)	
500～1000人未満	139 (138)	84,351.0 (86,387.0)	383 (410)	916 (883)	158 (151)	1,828.0 (1,846.5)	158.5 (185.5)		72 (65)		51.8 (47.1)	
1,000人以上	94 (87)	242,674.5 (236,642.5)	1,329 (1,265)	3,330 (3,093)	464 (395)	6,435.0 (6,002.5)	631.0 (567.5)		58 (56)		61.7 (64.4)	

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数		
		a.重度身体障害 者	b.重度身体障害 者である短時間 労働者	c.重度以外の 身体障害者 ×0.5	a.重度知的障害 者	b.重度知的障害 者である短時間 労働者	c.重度以外の 知的障害者 ×0.5	c.精神障害者 である短時間労働 者	d.精神障害者 e.dのうち、(注 5)に該当する 労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e e.のうち、 分
規模計	16,140.0 (15,478.0)	2,241 (2,215)	443 (450)	8,208.5 (8,128.5)	243 (254)	2,588 (2,438)	839 (668)	1,649 (1,454)	493 (423)	2,603.0 (2,293.5)
45.5～100人未満	1,937.5 (1,743.5)	292 (294)	69 (42)	1,135.5 (1,095.5)	82 (87)	190 (192)	114 (55)	268 (138)	120 (52)	362.0 (234.5)
100～300人未満	3,990.5 (4,223.5)	632 (632)	113 (210)	2,315.0 (2,430.5)	187 (175)	374 (354)	272 (352)	402 (362)	153 (157)	717.5 (801.0)
300～500人未満	1,949.0 (1,662.0)	232 (216)	89 (42)	921.5 (816.5)	143 (151)	255 (256)	187 (56)	182 (169)	33 (42)	363.0 (231.5)
500～1000人未満	1,828.0 (1,846.5)	289 (325)	51 (45)	1,053.0 (1,131.5)	94 (85)	241 (233)	58 (55)	237 (206)	49 (42)	301.0 (261.5)
1,000人以上	6,435.0 (6,002.5)	796 (748)	121 (111)	2,783.5 (2,654.5)	533 (517)	1,528 (1,403)	208 (150)	660 (579)	138 (130)	859.5 (765.0)

注 1(1)②の数と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	3,494 (3,486)	702,082.5 (698,006.0)	3,280 (3,230)	686 (704)	7,706 (7,274)	2,376 (2,080)	16,140.0 (15,478.0)	1,851.5 (1,910.5)	2.30 (2.22)	1,729 (1,700)	49.5 (48.8)
農業、林業	6 (5)	684.5 (605.0)	3 (3)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	10.5 (10.5)	1.0 (1.0)	1.53 (1.74)	3 (3)	50.0 (60.0)
漁業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	2 (2)	173.5 (166.0)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	0.0 (0.0)	2.88 (2.41)	2 (2)	100.0 (100.0)
建設業	128 (124)	13,261.0 (12,779.0)	61 (56)	8 (5)	90 (85)	5 (3)	222.5 (203.5)	31.0 (24.0)	1.68 (1.59)	56 (53)	43.8 (42.7)
製造業	1,037 (1,057)	201,924.0 (202,915.5)	1,016 (1,013)	98 (78)	2,156 (2,071)	193 (184)	4,382.5 (4,267.0)	358.0 (370.0)	2.17 (2.10)	554 (550)	53.4 (52.0)
食品・たばこ	136 (136)	35,610.5 (36,141.5)	188 (176)	40 (29)	557 (526)	83 (85)	1,014.5 (949.5)	141.5 (116.5)	2.85 (2.63)	82 (83)	60.3 (61.0)
繊維工業	14 (15)	2,104.5 (2,176.0)	9 (9)	0 (0)	19 (18)	4 (3)	39.0 (37.5)	1.0 (2.5)	1.85 (1.72)	7 (7)	50.0 (46.7)
木材・家具	7 (6)	745.5 (590.5)	2 (0)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	9.0 (7.0)	1.0 (0.0)	1.21 (1.19)	2 (2)	28.6 (33.3)
パルプ・紙・印刷	117 (116)	17,490.5 (17,234.0)	100 (106)	6 (7)	181 (174)	35 (32)	404.5 (409.0)	18.5 (33.0)	2.31 (2.37)	65 (64)	55.6 (55.2)
化学工業	101 (101)	15,569.0 (15,281.5)	57 (59)	6 (5)	138 (130)	15 (15)	265.5 (260.5)	26.5 (33.0)	1.71 (1.70)	43 (44)	42.6 (43.6)
窯業・土石	14 (15)	1,991.5 (1,932.0)	10 (10)	0 (0)	15 (18)	0 (0)	35.0 (38.0)	1.0 (2.0)	1.76 (1.97)	6 (7)	42.9 (46.7)
鉄鋼	16 (19)	1,973.0 (2,204.5)	11 (11)	0 (0)	26 (28)	1 (0)	48.5 (50.0)	4.5 (6.0)	2.46 (2.27)	10 (12)	62.5 (63.2)
非鉄金属	25 (24)	2,539.0 (2,480.5)	10 (10)	1 (0)	19 (14)	0 (0)	40.0 (34.0)	5.0 (3.0)	1.58 (1.37)	16 (12)	64.0 (50.0)
金属製品	113 (118)	10,161.5 (10,200.0)	35 (32)	1 (1)	105 (98)	17 (3)	184.5 (164.5)	12.5 (21.0)	1.82 (1.61)	55 (52)	48.7 (44.1)
電気機械	109 (109)	21,600.0 (22,424.5)	108 (121)	6 (5)	203 (189)	7 (12)	428.5 (442.0)	17.5 (26.0)	1.98 (1.97)	60 (56)	55.0 (51.4)
その他機械	236 (242)	60,996.0 (60,635.5)	296 (306)	25 (17)	574 (570)	12 (22)	1,197.0 (1,210.0)	88.5 (87.5)	1.96 (2.00)	115 (121)	48.7 (50.0)
その他	149 (156)	31,143.0 (31,615.0)	190 (173)	13 (14)	314 (299)	19 (12)	716.5 (665.0)	40.5 (39.5)	2.30 (2.10)	93 (90)	62.4 (57.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	13 (13)	2,260.5 (2,269.5)	9 (10)	3 (2)	16 (14)	3 (2)	38.5 (37.0)	1.5 (7.5)	1.70 (1.63)	7 (6)	53.8 (46.2)
情報通信業	53 (48)	8,605.5 (8,234.5)	32 (31)	2 (1)	81 (78)	5 (3)	149.5 (142.5)	13.0 (33.5)	1.74 (1.73)	23 (21)	43.4 (43.8)
運輸業、郵便業	401 (390)	69,084.0 (70,350.5)	315 (330)	49 (53)	754 (767)	131 (101)	1,498.5 (1,530.5)	146.0 (197.5)	2.17 (2.18)	204 (196)	50.9 (50.3)
卸売業、小売業	406 (416)	137,579.0 (137,382.0)	596 (571)	114 (115)	1,690 (1,592)	293 (273)	3,142.5 (2,985.5)	412.5 (333.5)	2.28 (2.17)	163 (168)	40.1 (40.4)
金融業、保険業	20 (18)	9,149.5 (9,258.5)	43 (46)	5 (6)	87 (90)	10 (9)	183.0 (192.5)	14.0 (17.5)	2.00 (2.08)	7 (5)	35.0 (27.8)
不動産業、物品賃貸業	52 (52)	11,874.5 (11,196.0)	50 (50)	7 (5)	90 (87)	17 (10)	205.5 (197.0)	11.5 (18.5)	1.73 (1.76)	14 (15)	26.9 (28.8)
学術研究、専門・技術サービス業	49 (42)	4,344.0 (3,991.0)	14 (17)	2 (1)	21 (19)	5 (5)	53.5 (56.5)	3.0 (5.0)	1.23 (1.42)	17 (19)	34.7 (45.2)
宿泊業、飲食サービス業	52 (55)	18,750.5 (18,252.5)	99 (71)	58 (44)	393 (323)	121 (79)	709.5 (548.5)	37.0 (38.5)	3.78 (3.01)	30 (29)	57.7 (52.7)
生活関連サービス業、娯楽業	111 (113)	11,888.5 (11,988.0)	65 (63)	12 (10)	111 (112)	27 (27)	266.5 (261.5)	27.5 (36.0)	2.24 (2.18)	51 (48)	45.9 (42.5)
教育、学習支援業	82 (79)	20,327.5 (19,922.5)	88 (84)	11 (17)	151 (136)	17 (16)	346.5 (329.0)	30.0 (30.5)	1.70 (1.65)	28 (23)	34.1 (29.1)
医療、福祉	682 (680)	121,339.5 (119,142.5)	557 (564)	252 (305)	1,373 (1,213)	1,375 (1,201)	3,426.5 (3,246.5)	609.0 (651.5)	2.82 (2.72)	389 (385)	57.0 (56.6)
複合サービス事業	23 (22)	13,987.5 (14,195.5)	69 (64)	14 (15)	137 (131)	44 (50)	311.0 (299.0)	22.5 (22.5)	2.22 (2.11)	14 (7)	60.9 (31.8)
サービス業	377 (370)	56,849.0 (55,357.5)	261 (255)	51 (47)	551 (552)	129 (116)	1,188.5 (1,167.0)	134.0 (123.5)	2.09 (2.11)	167 (170)	44.3 (45.9)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		b. 重度身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		c. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		d. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		e. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		f. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		g. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）		h. 重度以上の身体障害者 （重度以上の身体障害者である 雇用労働者）	
	a	b	c	d	e	f	g	h	a	b	c	d	e	f	g	h
産業計	16,140.0 (15,478.0)	2,241 (2,215)	443 (450)	2,976 (2,959)	615 (579)	8,208.5 (8,128.5)	663.0 (742.0)	1,039 (1,015)	243 (254)	2,588 (2,438)	839 (668)	567.5 (535.0)	1,649 (1,454)	1,415 (1,256)	493 (423)	2,603.0 (2,293.5)
農業、林業	10.5 (10.5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (6.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0.5 (0.5)
漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	5.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	222.5 (203.5)	46 (45)	8 (5)	57 (51)	4 (3)	159.0 (147.5)	0 (0)	15 (11)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	39.0 (34.0)	21 (20)	4 (2)	3 (2)	24.5 (22.0)
製造業	4,382.5 (4,287.0)	783 (779)	61 (51)	1,037 (1,006)	76 (70)	2,702.0 (2,650.0)	233 (234)	37 (27)	627 (629)	71 (55)	1,165.5 (1,151.5)	444 (393)	94 (102)	48 (43)	515.0 (465.5)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	38.5 (37.0)	9 (10)	3 (2)	10 (8)	3 (2)	32.5 (31.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	2 (4)	2 (1)	2 (1)	5.0 (5.0)
情報通信業	149.5 (142.5)	28 (27)	2 (1)	30 (30)	3 (2)	89.5 (86.0)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	12.0 (12.0)	39 (37)	10 (8)	8 (7)	48.0 (44.5)	0
運輸業、郵便業	1,498.5 (1,530.5)	229 (218)	31 (39)	318 (348)	54 (47)	834.0 (846.5)	86 (112)	18 (14)	233 (234)	46 (34)	446.0 (489.0)	160 (144)	74 (61)	43 (41)	218.5 (195.0)	0
卸売業、小売業	3,142.5 (2,985.5)	307 (306)	69 (69)	437 (421)	84 (84)	1,162.0 (1,144.0)	289 (265)	45 (46)	826 (780)	118 (95)	1,508.0 (1,403.5)	334 (307)	184 (178)	93 (84)	472.5 (438.0)	0
金融業、保険業	183.0 (192.5)	37 (40)	5 (6)	39 (48)	10 (9)	123.0 (138.5)	6 (6)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	27.0 (27.0)	31 (26)	2 (1)	2 (1)	33.0 (27.0)	0
不動産業、物品賃貸業	205.5 (197.0)	43 (43)	6 (5)	49 (45)	3 (4)	142.5 (138.0)	7 (7)	1 (0)	9 (9)	8 (3)	28.0 (24.5)	21 (28)	17 (8)	11 (5)	35.0 (34.5)	0
学術研究、専門・技術サービス業	53.5 (56.5)	12 (14)	2 (1)	12 (11)	2 (3)	39.0 (41.5)	2 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	7.0 (9.0)	5 (5)	4 (2)	1 (0)	7.5 (6.0)	0
宿泊業、飲食サービス業	709.5 (548.5)	40 (34)	19 (15)	56 (52)	27 (20)	168.5 (145.0)	59 (37)	39 (29)	298 (244)	81 (52)	495.5 (373.0)	30 (19)	22 (15)	9 (8)	45.5 (30.5)	0
生活関連サービス業、娯楽業	266.5 (261.5)	30 (31)	8 (5)	26 (21)	12 (10)	100.0 (93.0)	35 (32)	4 (5)	60 (59)	9 (12)	138.5 (134.0)	18 (21)	13 (16)	7 (11)	28.0 (34.5)	0
教育、学習支援業	346.5 (329.0)	81 (76)	10 (16)	86 (87)	11 (11)	263.5 (260.5)	7 (8)	1 (1)	20 (17)	3 (3)	36.5 (35.5)	36 (27)	12 (7)	9 (5)	46.5 (33.0)	0
医療、福祉	3,426.5 (3,246.5)	384 (394)	167 (191)	503 (503)	228 (216)	1,552.0 (1,590.0)	173 (170)	85 (114)	295 (247)	453 (373)	952.5 (887.5)	358 (290)	911 (785)	217 (173)	922.0 (769.0)	0
複合サービス事業	311.0 (299.0)	39 (33)	6 (6)	51 (48)	5 (9)	137.5 (124.5)	30 (31)	8 (9)	60 (61)	30 (29)	143.0 (146.5)	18 (14)	17 (20)	8 (8)	30.5 (28.0)	0
サービス業	1,188.5 (1,167.0)	169 (161)	46 (38)	262 (278)	93 (89)	692.5 (682.5)	92 (94)	5 (9)	126 (121)	20 (12)	325.0 (324.0)	131 (119)	48 (49)	32 (34)	171.0 (160.5)	0

注 1 ①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況 (障害種別)

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 $c + (d-e) \times 0.5 + e$
製造業計	4,382.5 (4,267.0)	783 (779)	人	人	人	233 (234)	37 (27)	627 (629)	71 (55)	1,165.5 (1,151.5)	444 (393)	94 (102)	48 (43)	515.0 (465.5)
食料品・たばこ	1,014.5 (949.5)	93 (90)	23 (18)	156 (145)	76 (70)	95 (86)	17 (11)	284 (287)	36 (35)	509.0 (487.5)	107 (84)	37 (39)	10 (10)	130.5 (108.5)
繊維工業	39.0 (37.5)	8 (8)	0 (0)	14 (13)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	5.5 (5.5)	2 (1)	1 (1)	0 (1)	2.5 (2.0)
木材・家具	9.0 (7.0)	2 (0)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)
ハルブ・紙・印刷	404.5 (409.0)	85 (92)	6 (5)	87 (89)	22 (9)	15 (14)	0 (2)	37 (44)	6 (7)	70.0 (77.5)	44 (36)	20 (21)	13 (5)	60.5 (49.0)
化学工業	265.5 (260.5)	45 (45)	2 (2)	79 (73)	10 (10)	12 (14)	4 (3)	27 (26)	2 (4)	56.0 (59.0)	28 (24)	7 (8)	4 (7)	33.5 (31.5)
窯業・土石	35.0 (38.0)	10 (10)	0 (0)	10 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)
鉄鋼	48.5 (50.0)	9 (9)	0 (0)	21 (24)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	4 (4)	1 (0)	1 (0)	5.0 (4.0)
非鉄金属	40.0 (34.0)	8 (9)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	6.0 (2.0)	6 (4)	0 (0)	0 (0)	6.0 (4.0)
金属製品	184.5 (164.5)	20 (19)	1 (1)	53 (48)	1 (2)	15 (13)	0 (0)	29 (28)	14 (1)	66.0 (54.5)	21 (20)	4 (2)	2 (2)	24.0 (22.0)
電気機械	428.5 (442.0)	100 (110)	4 (4)	120 (114)	6 (12)	8 (11)	2 (1)	28 (25)	0 (0)	46.0 (48.0)	53 (49)	3 (1)	2 (1)	55.5 (50.0)
その他機械	1,197.0 (1,210.0)	251 (257)	16 (11)	311 (312)	7 (8)	45 (49)	9 (6)	141 (141)	2 (3)	241.0 (246.5)	109 (105)	16 (23)	13 (12)	123.5 (122.5)
その他	716.5 (665.0)	152 (130)	9 (10)	171 (161)	7 (6)	38 (43)	4 (4)	73 (71)	10 (4)	158.0 (163.0)	67 (62)	5 (7)	3 (5)	71.0 (68.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)			実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
	埼玉県	全 国	対前年増減	埼玉県	全 国	埼玉県	全 国
平成 15 年	4,755	247,093	123	1.38	0.00	39.4	42.5
16	5,186	257,939	431	1.39	0.01	39.4	41.7
17	5,728	269,066	542	1.41	0.02	39.3	42.1
18	5,844.0	283,750.5	116.0	1.45	0.04	39.9	43.4
19	6,599.5	302,716.0	755.5	1.46	0.01	40.1	43.8
20	7,064.0	325,603.0	464.5	1.50	0.04	41.0	44.9
21	7,415.0	332,811.5	351.0	1.54	0.04	41.6	45.5
22	7,817.5	342,973.5	402.5	1.59	0.05	40.4	47.0
23	8,403.5	366,199.0	586.0	1.51	△ 0.08	39.0	45.3
24	9,166.0	382,363.5	762.5	1.62	0.11	43.9	46.8
25	10,372.0	408,947.5	1,206.0	1.71	0.09	39.9	42.7
26	11,066.0	431,225.5	694.0	1.80	0.09	43.7	44.7
27	11,531.0	453,133.5	465.0	1.86	0.06	45.8	47.2
28	11,984.0	474,374.0	453.0	1.93	0.07	49.0	48.8
29	12,912.5	495,795.0	928.5	2.01	0.08	49.4	50.0
30	14,504.5	534,769.5	1,592.0	2.15	0.14	46.1	45.9
令和 元	15,478.0	560,608.5	973.5	2.22	0.07	48.8	48.0
2	16,140.0	578,292.0	662.0	2.30	0.08	49.5	48.6

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降平成22年まで

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者

〔重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年以降

〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上
規模計	1,765 (100.0%)	1,268 (71.8%)	315 (17.8%)	101 (5.7%)	44 (2.5%)	35 (2.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)
45.5-100人未満	1,029 (100.0%)	987 (95.9%)	42 (4.1%)	— —	— —	— —	— —	953 (92.6%)
100-300人未満	526 (100.0%)	231 (43.9%)	228 (43.3%)	47 (8.9%)	17 (3.2%)	3 (0.6%)	— —	163 (31.0%)
300-500人未満	107 (100.0%)	31 (29.0%)	29 (27.1%)	29 (27.1%)	12 (11.2%)	6 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1,000人未満	67 (100.0%)	12 (17.9%)	11 (16.4%)	15 (22.4%)	12 (17.9%)	17 (25.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	36 (100.0%)	7 (19.4%)	5 (13.9%)	10 (27.8%)	3 (8.3%)	9 (25.0%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

<詳細表>

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県機関 (法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③ 障害者の数			④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者である職員	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	C. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注5)	D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
計	6 (6)	11,022.0 (10,877.0)	89 (82)	6 (5)	112 (108)	28 (32)	27.0 (19.5)	6 (6)	100.0 (100.0)
知事部局	1 (1)	7,473.5 (7,416.5)	68 (60)	1 (3)	76 (77)	5 (6)	12.0 (11.0)	1 (1)	100.0 (100.0)
その他の機関	5 (5)	3,548.5 (3,460.5)	21 (22)	5 (2)	36 (31)	23 (26)	15.0 (8.5)	5 (5)	100.0 (100.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元)に設定した除外率を乗じて得た数を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が300時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が200時間以上300時間未満の短時間勤務職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成29年6月2日より前に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄のうち新規雇用分は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 機関名については、後記、3公的機関の状況の(1)①参照

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者である短時間勤務職員	b. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度知的障害者である短時間勤務職員	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 精神障害者である短時間勤務職員	f. 計 c+d+e+f ×0.5
計	310.0 (293.0)	89 (82)	3 (4)	87 (89)	16 (17)	276.0 (265.5)	18.0 (11.5)
知事部局	215.5 (203.0)	68 (60)	1 (3)	60 (62)	5 (6)	199.5 (188.0)	9.0 (5.0)
その他の機関	94.5 (90.0)	21 (22)	2 (1)	27 (27)	11 (11)	76.5 (77.5)	9.0 (6.5)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のa欄及びd欄の計である。

2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(欄(注5参照))に該当する者を除く。である。短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③a欄及び④d欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及びd欄は1週間の所定労働時間が300時間以上の職員であり、②③のb欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が200時間以上300時間未満の職員である。

5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成29年6月2日より前に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③a欄及び④a欄のうち新規雇用分は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

① 区分	② 機関数	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 集雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 達成率	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 の障害者及び 知的障害者 の障害者 (注4)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 知的障害者 (注5)	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者及び 知的障害者 (注5)			
市町村の機関	94 (95)	53,420.0 (48,402.5)	359 (340)	18 (14)	501 (437)	29 (23)	101.5 (64.0)	2.34 (2.36)	71.3 (65.3)

注 2(1)①の表と同じ。機関名については、後記、3公的機関の状況の(1)②a～d参照

② 障害種別在職状況

① 区分	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		⑤ 精神障害者の数										
	a. 重度身体障害者 の障害者 （注1）	b. 重度身体障害者 の障害者 （注1）	c. 重度以外の身体 障害者 （注1）	d. 重度以外の身体 障害者 （注1）	e. 計 a+b+c+d	f. 計 a+b+c+d	g. 重度以外の知的 障害者 （注1）	h. 重度以外の知的 障害者 （注1）									
市町村の機関	1,251.5 (1,142.5)	353 (337)	336 (316)	27 (21)	1,072.5 (1,014.5)	54.5 (39.5)	6 (3)	1 (0)	13 (13)	2 (2)	27.0 (20.0)	8.0 (8.5)	135 (99)	17 (9)	17 (9)	152.0 (108.0)	39.0 (16.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

① 概況

① 区分	② 機関数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間勤務職員	C. 重度以外の身体 障害者、知的 障害者及び精神 障害者(注4)	D. 重度以外の身体 障害者及び知 的障害者並びに精 神障害者である短 時間勤務職員(注 5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
計	2 (3)	35,877.5 (36,185.0)	164 (145)	41 (42)	372 (227)	44 (72)	763.0 (595.0)	196.5 (65.0)	2.13 (1.84)	0 (1) (33.3)
埼玉県教育委員会	1 (1)	30,471.0 (30,284.5)	139 (116)	38 (40)	313 (172)	41 (69)	649.5 (478.5)	186.5 (59.0)	2.13 (1.58)	0 (0) (0.0)
市町村教育委員会	1 (2)	5,406.5 (5,920.5)	25 (29)	3 (2)	59 (55)	3 (3)	113.5 (116.5)	10.0 (6.0)	2.10 (1.97)	0 (1) (50.0)

注 2(1)①の表と同じ。機関名については、後記、3公的機関の状況の(2) 参照

② 障害種別在職状況

① 区分	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数							
	a. 重度身体障害者 である短時間勤務 職員	b. 重度身体障害者 である短時間勤務 職員	c. 重度以外の身体 障害者である短時 間勤務職員	d. 重度以外の身体 障害者である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者 である短時間勤務 職員	b. 重度知的障害者 である短時間勤務 職員	c. 重度以外の知的 障害者である短時 間勤務職員	d. 重度以外の知的 障害者である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. 精神障害者 である短時間勤務 職員	g. 精神障害者 である短時間勤務 職員	h. 精神障害者であ る短時間勤務職員 に該当する職員	i. 計 f+g+h×0.5				
計	763.0 (595.0)	153 (143)	36 (36)	202 (164)	29 (34)	558.5 (503.0)	79.0 (35.0)	11 (2)	5 (6)	30 (3)	8 (20)	40.5 (12.0)	61.0 (23.0)	94 (34)	53 (44)	46 (26)	143.5 (69.0)	77.0 (18.0)
埼玉県教育委員会	649.5 (478.5)	130 (116)	33 (34)	165 (124)	26 (31)	471.0 (405.5)	77.0 (34.0)	9 (0)	5 (6)	24 (0)	8 (20)	37.5 (10.0)	51.0 (16.0)	78 (22)	53 (44)	46 (26)	127.5 (57.0)	72.0 (15.0)
市町村教育委員会	113.5 (116.5)	23 (27)	3 (2)	37 (40)	3 (3)	87.5 (97.5)	2.0 (1.0)	2 (2)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	3.0 (2.0)	10.0 (7.0)	16 (12)	0 (0)	0 (0)	16.0 (12.0)	5.0 (3.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 公的機関の状況

(1) 地方公共団体の状況（法定雇用率2.5%）

① 埼玉県の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	11,022.0	310.0	2.81	0.0	
埼玉県知事部局	7,473.5	215.5	2.88	0.0	
埼玉県企業局	428.0	11.0	2.57	0.0	
埼玉県病院局	1,365.0	38.5	2.82	0.0	
埼玉県下水道局	115.0	3.0	2.61	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,574.0	40.0	2.54	0.0	

② 市町村の機関の状況

a 市長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	53,420.0	1,251.5	2.34	110.5	
市長部局の機関小計	44,085.5	1,033.0	2.34	87.0	
川越市	2,965.0	74.0	2.50	0.0	特例認定(注5)
熊谷市	1,308.0	33.0	2.52	0.0	特例認定(注5)
川口市	4,141.0	92.5	2.23	10.5	特例認定(注5)
さいたま市	6,047.0	143.0	2.36	8.0	
行田市	579.0	9.0	1.55	5.0	特例認定(注5)
秩父市	663.0	16.0	2.41	0.0	
所沢市	2,066.5	51.0	2.47	0.0	特例認定(注5)
飯能市	555.5	15.0	2.70	0.0	
加須市	1,050.0	21.0	2.00	5.0	特例認定(注5)
本庄市	662.0	18.5	2.79	0.0	特例認定(注5)
東松山市	888.0	14.0	1.58	8.0	特例認定(注5)
春日部市	1,388.0	35.0	2.52	0.0	特例認定(注5)
狭山市	1,037.0	28.0	2.70	0.0	特例認定(注5)
羽生市	376.5	10.0	2.66	0.0	特例認定(注5)
鴻巣市	583.5	18.0	3.08	0.0	
深谷市	1,032.0	20.0	1.94	5.0	特例認定(注5)
上尾市	1,077.0	27.0	2.51	0.0	特例認定(注5)
草加市	1,981.5	33.0	1.67	16.0	特例認定(注5)
越谷市	2,288.5	49.0	2.14	8.0	特例認定(注5)
蕨市	402.0	9.0	2.24	1.0	
戸田市	838.0	17.0	2.03	3.0	特例認定(注5)
入間市	825.5	24.5	2.97	0.0	
白岡市	392.5	9.0	2.29	0.0	特例認定(注5)
朝霞市	898.5	25.5	2.84	0.0	特例認定(注5)
志木市	509.5	7.0	1.37	5.0	特例認定(注5)
和光市	577.5	10.0	1.73	4.0	特例認定(注5)
新座市	826.0	20.0	2.42	0.0	特例認定(注5)
桶川市	447.5	12.0	2.68	0.0	特例認定(注5)
久喜市	1,228.0	34.0	2.77	0.0	特例認定(注5)
北本市	458.0	11.0	2.40	0.0	特例認定(注5)
八潮市	674.5	16.0	2.37	0.0	特例認定(注5)
富士見市	820.0	23.5	2.87	0.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	762.5	18.0	2.36	1.0	特例認定(注5)
三郷市	1,018.5	21.5	2.11	3.5	特例認定(注5)
蓮田市	430.5	6.0	1.39	4.0	特例認定(注5)
坂戸市	703.5	18.0	2.56	0.0	特例認定(注5)
幸手市	318.5	7.0	2.20	0.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	412.0	14.0	3.40	0.0	特例認定(注5)
日高市	348.5	9.0	2.58	0.0	特例認定(注5)
吉川市	505.0	14.0	2.77	0.0	特例認定(注5)

b 町村長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	4,241.5	103.0	2.43	8.5	
伊奈町	332.0	6.0	1.81	2.0	特例認定(注5)
三芳町	354.0	9.0	2.54	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	296.5	7.0	2.36	0.0	特例認定(注5)
越生町	134.5	3.0	2.23	0.0	特例認定(注5)
滑川町	185.0	5.5	2.97	0.0	特例認定(注5)
嵐山町	120.0	3.0	2.50	0.0	
小川町	297.0	9.0	3.03	0.0	特例認定(注5)
ときがわ町	128.5	5.0	3.89	0.0	
川島町	216.0	4.0	1.85	1.0	特例認定(注5)
吉見町	162.5	2.0	1.23	2.0	
鳩山町	108.5	4.0	3.69	0.0	
横瀬町	106.5	2.0	1.88	0.0	
皆野町	67.5	1.0	1.48	0.0	
長瀬町	69.0	1.0	1.45	0.0	
小鹿野町	185.5	6.0	3.23	0.0	特例認定(注5)
東秩父村	88.0	3.0	3.41	0.0	
美里町	120.0	4.0	3.33	0.0	特例認定(注5)
神川町	114.5	3.0	2.62	0.0	
上里町	167.0	5.0	2.99	0.0	
寄居町	237.0	2.5	1.05	2.5	
宮代町	212.0	4.0	1.89	1.0	
杉戸町	352.5	9.0	2.55	0.0	特例認定(注5)
松伏町	187.5	5.0	2.67	0.0	

c 市町村教育委員会の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	2,560.0	54.0	2.11	11.5	
秩父市教育委員会	159.5	4.5	2.82	0.0	
所沢市教育委員会	540.0	6.5	1.20	6.5	
飯能市教育委員会	65.0	3.0	4.62	0.0	
鴻巣市教育委員会	78.5	3.0	3.82	0.0	
上尾市教育委員会	363.0	9.0	2.48	0.0	
越谷市教育委員会	408.0	9.0	2.21	1.0	
蕨市教育委員会	77.5	1.0	1.29	0.0	
戸田市教育委員会	107.0	0.0	0.00	2.0	
入間市教育委員会	309.5	9.0	2.91	0.0	
鶴ヶ島市教育委員会	107.0	1.0	0.93	1.0	不足解消(注4①)
日高市教育委員会	96.0	3.0	3.13	0.0	
ときがわ町教育委員会	50.5	1.0	1.98	0.0	
皆野町教育委員会	60.5	1.5	2.48	0.0	
小鹿野町教育委員会	73.0	2.5	3.42	0.0	
上里町教育委員会	65.0	0.0	0.00	1.0	

d 市町村その他の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,533.0	61.5	2.43	3.5	
さいたま市水道局	396.5	11.0	2.77	0.0	
越谷・松伏水道企業団	105.0	3.0	2.86	0.0	
東埼玉資源環境組合	45.0	1.0	2.22	0.0	
桶川北本水道企業団	42.0	1.0	2.38	0.0	
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	54.0	2.0	3.70	0.0	
入間市上下水道部	45.5	2.0	4.40	0.0	
所沢市上下水道局	141.0	3.0	2.13	0.0	
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	41.0	2.0	4.88	0.0	
朝霞地区一部事務組合	55.5	1.0	1.80	0.0	
春日部市立医療センター	337.5	7.5	2.22	0.5	
さいたま市立病院	571.0	14.0	2.45	0.0	
草加市立病院	332.5	5.0	1.50	3.0	
秩父市立病院	113.0	2.0	1.77	0.0	
蕨市立病院	106.5	3.5	3.29	0.0	
国保町立小鹿野中央病院	91.0	2.0	2.20	0.0	
熊谷市上下水道事業	56.0	1.5	2.68	0.0	

(2) 埼玉県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	35,877.5	763.0	2.13	97.0	
埼玉県教育委員会	30,471.0	649.5	2.13	81.5	不足解消(注4②)
さいたま市教育委員会	5,406.5	113.5	2.10	15.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

- 注 4 ①鶴ヶ島市教育委員会においては、10月1日付特例認定により解消。
 ②埼玉県教育委員会においては、12月14日時点において、障害者の数740.5人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町村の機関)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
川越市	川越市教育委員会	新座市	新座市教育委員会
	川越市上下水道局	桶川市	桶川市教育委員会
熊谷市	熊谷市教育委員会	久喜市	久喜市教育委員会
川口市	川口市教育委員会	北本市	北本市教育委員会
	川口市上下水道局	八潮市	八潮市教育委員会
	川口市医療センター		八潮市水道部
行田市	行田市教育委員会	富士見市	富士見市教育委員会
所沢市	所沢市市民医療センター	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会
加須市	加須市教育委員会	三郷市	三郷市教育委員会
本庄市	本庄市教育委員会	蓮田市	蓮田市教育委員会
東松山市	東松山市教育委員会	坂戸市	坂戸市教育委員会
	東松山市立市民病院	幸手市	幸手市教育委員会
	東松山市水道事業	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会
	東松山市下水道事業	日高市	日高市議会事務局
春日部市	春日部市教育委員会	吉川市	吉川市教育委員会
狭山市	狭山市教育委員会	伊奈町	伊奈町教育委員会
	狭山市上下水道事業		伊奈町議会事務局
羽生市	羽生市教育委員会	三芳町	三芳町教育委員会
深谷市	深谷市教育委員会	毛呂山町	毛呂山町教育委員会
上尾市	上尾市上下水道部	越生町	越生町教育委員会
草加市	草加市教育委員会	滑川町	滑川町教育委員会
	草加市水道事業	小川町	小川町教育委員会
越谷市	越谷市立病院	川島町	川島町教育委員会
戸田市	戸田市教育委員会	小鹿野町	小鹿野町教育委員会
白岡市	白岡市教育委員会		国民健康保険町立小鹿野中央病院
朝霞市	朝霞市教育委員会	美里町	美里町教育委員会
志木市	志木市教育委員会	杉戸町	杉戸町教育委員会
和光市	和光市教育委員会		

(3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	407.5	9.0	2.21	0.0	
公立大学法人埼玉県立大学	159.0	3.0	1.89	0.0	
埼玉県住宅供給公社	248.5	6.0	2.41	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。